



“ちょうどいい”かんじ

三条で暮らす。

移住サポートメニュー

令和5年度版



三条市市民部 地域経営課 コミュニティ推進係

PC、スマホでも
ご覧いただけます





三条市 エリアマップ

INDEX

三条市エリアマップ 1

転入時のサポート

- ・暮らす 3
- ・住む 5
- ・働く 10

転入後のサポート

- ・結婚・パートナーシップ 13
- ・妊娠期～子育て期 14
- ・子育て / 教育環境マップ 19
- ・シニアライフ 21



三条エリア

公共施設が充実した
三条エリア

全県図

三条市は新潟県のほぼ中央に位置しており、
総面積は約432km²、人口は約9万3,000人です。
新潟県のほぼ真ん中、「県央地区」と呼ばれている地域にあります。
(平成17年5月に三条市、栄町、下田村が合併して現在の三条市が生まれました。)

栄エリア

アクセス良好な
栄エリア

下田エリア

自然のなかで暮らせる
下田エリア

暮らす



相談する

三条移住コンシェルジュ窓口

三条市への移住・定住に関するワンストップ相談窓口

- 生活環境の紹介だけでなく、住まい、お仕事、支援制度等の移住に必要な情報を提供します。
- オンラインでの面談などデジタルツールを活用し、現地に来なくても相談が可能です。

● 問合せ先 〒955-0063 新潟県三条市神明町5番3号 複合交流拠点「三-Me.(ミー)」内
☎ 080-6975-2026 受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日を除く)



地域の複合交流拠点「三-Me.(ミー)」

空き家をチャレンジショップ+
ゲストハウス+住居として
賃貸・改修・利活用するプロジェクトにより、
令和5年2月にオープンしました。
移住コンシェルジュが在在中し、
移住体験の拠点として運用します。



移住・定住 Q&A

OKWAVEによる「質問・疑問」をユーザー同士で解決するQ&Aコミュニティです。



体験する

オーダーメイド型 移住体験

希望に合わせて三条市内をご案内(日時や場所を自由に選べます。)

例:東京駅から新幹線の場合の参加費8,000円(交通費・宿泊費込み)

● 申込方法 希望日の3週間前までに三条移住コンシェルジュ窓口にご相談ください。

知る

【移住定住支援サイト】三条で暮らす。

日々、三条市のマチ・ヒト・コトをお届けしているサイトです。ぜひご覧ください。



ポケットデータ 三条 2022

三条市の様々な統計データがご覧いただけます。



移住支援金

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から、要件を満たして三条市に移住された方を対象に支援金を支給します。

■2人以上の世帯での移住:100万円

+ 18歳未満の子どもが帯同の場合、子ども一人につき100万円加算

■単身での移住:60万円

- 申請要件 以下のチェックリストでご確認ください。
- 申請方法 応募要件の全てに当てはまる方は下記申請窓口へご連絡ください。
連絡いただいた要件該当者の中から抽選により申請対象者を選定します。
- 問合せ先 三条市市民部 地域経営課 コミュニティ推進係
☎ 0256-34-5646 ✉ chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp



チェックリスト

【共通事項】

- ☐ 三条市に転入後1年未満である
- ☐ 60歳未満の世帯員がいる
- ☐ 5年以上三条市に居住する見込みである (注)5年以内に転居した場合、支援金は返還していただきます。
- ☐ 三条市に転入する直前10年間のうち、通算5年以上、条件不利地域 ※1 を除いた「東京23区内」または「東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及、神奈川県)」の在住者である

※1…条件不利地域についてはHPからご確認ください。

【「東京23区」在住者の場合】 ※全てにチェックがついたらお問い合わせください。

- ☐ 【共通事項】の全ての項目に ☒ がついている
- ☐ 三条市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住している

【「東京圏」在住者の場合】 ※全てにチェックがついたらお問い合わせください。

- ☐ 【共通事項】の全ての項目に ☒ がついている
- ☐ 東京圏在住期間中に、東京23区内へ通勤している (※)
- ☐ (雇用者の場合)雇用保険の被保険者であった
(フリーランス(自営業)の場合)事務所の所在地が東京23区内であった
- ☐ 三条市に転入する直前に、連続して1年以上、
東京圏在住かつ東京23区内へ通勤している (※)

※東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間を通算することができます。

住む



住まいに関する補助金の対象確認チェックシート

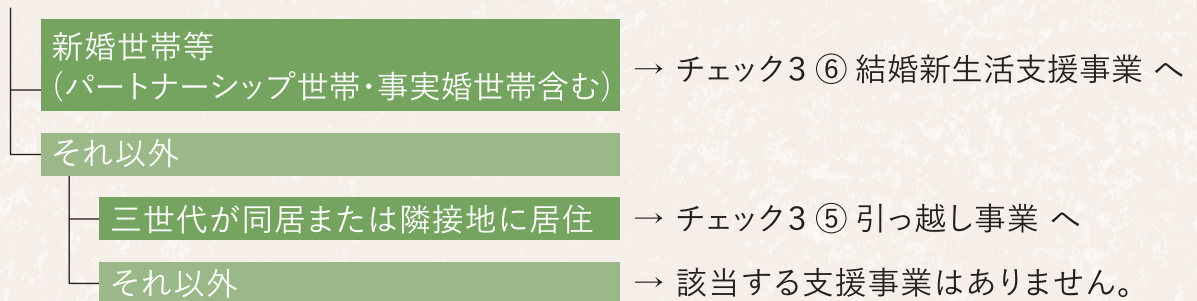
チェック1

【共通事項】 ※全てにチェックがついたらお問い合わせください。

- ☐ 40歳未満の世帯員がいる
- ☐ 住民税を滞納していない
- ☐ 市、県、国から申請事業(家賃、改修、仲介手数料、引っ越し)に対する補助金を受けていない
- ☐ 公務員または地域おこし協力隊ではない

チェック2 お住いのタイプ

A 住宅購入(新築・中古を含む)



B 三条市空き家・空き地バンク登録物件

- └─ チェック3 ② 空き家改修事業、③ 賃貸借等契約事業(仲介手数料補助)、
④ 引っ越し事業 へ

C 民間賃貸物件

- └─ チェック3 ① 住宅賃借事業(家賃補助) へ

D 実家、知人の物件等



チェック3 補助事業

【①住宅賃借事業(家賃補助)】 ※全てにチェックがついたらP7①へ

- ☐ 【共通事項】の全ての項目に ☒ がついている
- ☐ 県外からの転入である
- ☐ 転入後の住居が民間賃借住宅である(市営住宅ではない)
- ☐ 県内で就職または開業する
- ☐ 三条市に転入してから180日経過した世帯員がいない

【②空き家改修事業】 ※全てにチェックがついたらP7②へ

- ☐ 【共通事項】の全ての項目に ☒ がついている
- ☐ 空き家バンクに登録されている家屋を改修する
- ☐ (市外転入)三条市に転入した翌日から2年経過した世帯員がいない
(市内転居)空き家に引っ越した翌日から2年経過した世帯員がいない
- ☐ 改修は市内の業者に依頼する(市外業者は×)

【③賃貸借等契約事業(仲介手数料補助)】 ※全てにチェックがついたらP7③へ

- ☐ 【共通事項】の全ての項目に ☒ がついている
- ☐ 空き家バンクに登録されている家屋を賃借又は購入する契約を締結する
- ☐ 市外からの転入である
- ☐ 三条市に転入した翌日から2年経過した世帯員がいない

【④引っ越し事業「空き家バンク」】 ※全てにチェックがついたらP7④へ

- ☐ 【共通事項】の全ての項目に ☒ がついている
- ☐ 市外からの転入である
- ☐ 空き家バンクの物件に引っ越す前の申請である
- ☐ 引っ越し業者に依頼する(個人への謝礼金は×)

【⑤引っ越し事業「三世代同居」】 ※全てにチェックがついたらP7⑤へ

- ☐ 【共通事項】の全ての項目に ☒ がついている
- ☐ 三世代が同居または隣接地に居住する
- ☐ 対象物件に引っ越す前の申請である
- ☐ 引っ越し業者に依頼すること(個人への謝礼金は×)

【⑥結婚新生活支援事業】 ※全てにチェックがついたらP7⑥へ

- ☐ 婚姻届が受理された日又はパートナーシップ宣誓等をした日の1年前から令和6年3月31日までの間に三条市内で住宅(中古を含む)を購入又は新築
- ☐ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦又はパートナーシップ宣誓等をした者
- ☐ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに夫婦又はパートナーシップ世帯等のいずれか一方又は双方が市外から三条市に転入
- ☐ 夫婦又はパートナーシップ宣誓者等の双方が39歳以下である
- ☐ 夫婦又はパートナーシップ宣誓者等の双方の所得金額の合計が750万円未満
- ☐ 夫婦又はパートナーシップ宣誓者等の双方が市区町村民税を滞納していない

三条市移住・定住支援補助金

● 問合せ先 三条市市民部 地域経営課 コミュニティ推進係
☎ 0256-34-5646 ✉ chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

各補助項目の申請要件に当てはまる方は問合せ先にご連絡ください。



▼ 民間の賃貸物件に引っ越す

① 住宅賃借事業(家賃補助)

民間賃貸住宅または空き家バンクの賃貸物件の家賃を3年間補助します。

(補助額は補助対象経費の1/2の額) ※勤務先から住宅手当その他賃借料に対する助成を受けている場合は、その額を控除した額

1年目: 上限5千円×12か月 2年目: 上限1万円×12か月 3年目: 上限2万円×12か月

● 申請要件 P6チェックシートで確認後、該当の場合お問い合わせください。

▼ 三条市空き家・空き地バンクの登録物件に引っ越す

② 空き家改修事業

空き家の改修費及び不要物の撤去費等の経費の一部を補助します。

(補助額は補助対象経費の1/2の額)

■ 県外からの転入者: 上限100万円 + 子育て世帯は10万円加算
■ 市外からの転入者: 上限 50万円 + 子育て世帯は50万円加算
+ 下田地域に転入する場合は左記のいずれかに40万円加算
(市内在住者で定住のために住み替えする場合: 上限10万円)

③ 賃貸借等契約事業

不動産業者に支払う契約仲介手数料を補助します。 上限5万円

④⑤ 引っ越し事業

引っ越し事業者支払う引っ越し代金を補助します。 上限10万円

● 申請要件 P6チェックシートで確認後、該当の場合お問い合わせください。

▼ 結婚して新たに住宅を取得する

⑥ 結婚新生活支援事業

三条市に移住した新婚世帯等(パートナーシップ世帯・事実婚世帯を含む)が、住宅(中古を含む)を購入又は新築する際の費用の一部を補助します。

■ 婚姻日時点で双方が29歳以下の新婚世帯等: 最大100万円

■ 婚姻日時点で双方が39歳以下の新婚世帯等: 最大70万円

※ パートナーシップ世帯: 三条市でパートナーシップ宣誓をした戸籍上同性の2者

● 申請要件 P6チェックシートで確認後、該当の場合お問い合わせください。



空き家・空き地を探す

三条市空き家・空き地バンク

三条市内の空き家情報は「三条市空き家・空き地バンク」をご覧ください。
空き家バンクを利用する場合は、利用登録が必要です。

● URL: <https://sanjo-akiyabank.jp/>



三条市空き家相談窓口

空き家を利用したい方、所有している方の総合相談窓口です。



移住促進住宅に住む

三条市移住促進住宅

市が所有者から空き家を借上げて改修し、
「移住促進住宅」として
移住者に貸し出しています。

- 家賃: 40,000円/月
- 管理費: 4,000円/月
- 敷金: 家賃の2か月分(80,000円)

物件の所在地は下田地域です。



● 問合せ先 三条市市民部 地域経営課 コミュニティ推進係
☎ 0256-34-5646 ✉ chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

令和5年に新たな移住促進住宅を整備します。



新しい街に住む

帯織街苑 ～敷居のない空間が広がる街～

栄地域に整備した新しい住宅団地の分譲を行っています。

- 分譲価格:469.1万円～
- 1坪当たり:7.6～9.8万円
- 区画面積:61～91坪(202～300㎡)

※販売状況は、ホームページ等でご確認ください。

三条市栄地域に整備した新しい住宅団地



おすすめポイント

POINT 1

水害に強い住宅団地

河川の洪水による浸水が想定されない地域に整備した住宅団地です。

うれしい設備も!

- 団地内下水道完備
- 団地内消雪パイプ 完備

POINT 2

良好な交通アクセス

■帯織駅まで徒歩で約2分、JR信越本線で長岡駅まで約17分です。

■国道、栄スマートICに近く交通アクセスが良好です。



栄スマートIC



帯織駅



POINT 3

子育て環境が整った魅力的な住環境

保育園や小学校、中学校が近く、子育てに最適です。



あいあい保育園



すまいるランド



大面小学校



栄中学校

- 問合せ先 県央土地開発公社(事務局:三条市建設部 建設課 建設管理係)

☎ 0256-34-5713 ✉ kensetu@city.sanjo.niigata.jp



看護師支援

看護師等住宅団地移住奨励金交付事業

帯織街苑の新規土地購入者又はその同一世帯の方で看護師等が移住した場合に奨励金として100万円を交付します。

- 対象者 帯織街苑の新規土地購入者又はその同一世帯の方で、次の全ての要件に該当する方
 - ・土地売買契約の締結時に市内の医療機関に看護師又は准看護師として就業している方又は就業する見込みがあること。
(済生会新潟県央基幹病院が開院するまでの間、当該病院に勤務することを前提として新潟県立燕労災病院に就業している方又は就業する見込みがある方を含む。)
 - ・奨励金の交付申請時において、申請者や世帯員に三条市の市民税又は転入前の市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がないこと。
 - ・土地売買契約の締結日から1年以内に帯織街苑内の住所に住民登録すること。

※奨励金の交付は、土地売買契約1件につき1名に限ります。

また、奨励金の交付は、帯織街苑内の住所に住民登録された後になります。

- 申請方法 帯織街苑購入のご相談も含め、下記申請窓口にお問合せください。

- 問合せ先 県央土地開発公社(事務局:三条市建設部 建設課 建設管理係)

☎ 0256-34-5713 ✉ kensetu@city.sanjo.niigata.jp

条件に該当すればP4～P7の事業も使えます



働く



就職のサポート

三条市版就職ナビ

三条おしごとナビ

市内企業の企業情報、求人情報を掲載しているサイトです。
会社の雰囲気が分かるよう、先輩社員の声や企業紹介動画も掲載しています。
サイト内から企業への応募も可能です。

● 問合せ先 三条市経済部 商工課 商工係 ☎ 0256-34-5610 ✉ shokoka@city.sanjo.niigata.jp



相談する

ハローワーク三条

ハローワーク三条では、一人一人のお悩みに応じたサポートを行います。
就職に関するご相談は、いつでもハローワークへ。

ハローワーク三条は
みなさんの
就職活動を
応援します！

- ① 自己分析・労働市場分析
- ② 条件決定
- ③ 求人を探す ▶ 採用！
- ④ 応募準備
- ⑤ 応募



遠方の方は、ネットから
求職登録ができます。

ハローワークインターネットサービス 求職申込み

検索

● 問合せ先 ハローワーク三条(三条公共職業安定所)
〒955-0053 三条市北入蔵1-3-10 ☎ 0256-38-5431
利用時間 8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

ハローワーク三条 新潟ワークナビ

検索



看護師支援

三条市看護師等就業・移住支援金

三条市外から移住し、看護師等(看護師、准看護師)として
市内の医療機関に就業した方又は就業予定の方に50万円を支給します。

- 対象者 次の全ての要件に該当する方
- ・市内に3年以上にわたって居住することを前提として
令和5年1月1日以降に市外から市内に転入し、本市に住民登録されていること。
 - ・令和5年4月1日以降に市内の医療機関に看護師等として就業している又は
就業する見込みがあること。
 - ・支援金の交付申請時において、申請者や世帯員に三条市の市民税又は
転入前の市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がないこと。

● 問合せ先 三条市福祉保健部 健康づくり課 健診係
☎ 0256-34-5443 ✉ kenko@city.sanjo.niigata.jp

条件に
該当すれば
P4～P7の
事業も
使えます



起業のサポート

相談する

三条市事業所支援ネットワーク「イッペアップ」

三条商工会議所の経営指導員が
経営改善・経営革新・創業・事業継承の相談を承ります。
ご相談内容に応じて、三条市や金融機関と連携。
必要に応じて専門家を活用しながら、課題解決に向けて支援します。

- 問合せ先 〒955-8603 新潟県三条市須頃1-20 三条商工会議所会館3階 三条商工会議所事務所内
☎ 0256-32-1311



起業について学ぶ

創業スクール

創業を目指す方を対象に、新規開業に必要な経営の知識とノウハウを
体系的に学べるセミナーを開催します。

- 問合せ先 三条市経済部 商工課 商工係 ☎ 0256-34-5610 ✉ shokoka@city.sanjo.niigata.jp

創業支援資金利子補給制度

取扱金融機関が実施する創業向け融資を利用して
事業資金の貸付けを受けた創業者に対して、
その貸付けに係る利子支払額の一部を市が補給します。
0.9%を超える部分の利率(上限2.0%)、対象融資限度額750万円

- 申請要件 ・取扱金融機関が実施する創業者向け融資を受け、当該融資に係る利子を支払っている方
(ただし、利率が年0.9%以下の場合又は、創業支援資金が新潟県の実施する制度融資に
基づくものである場合は交付対象外)
・市内で創業をしようとする、又は融資実行の日が創業後1年を経過していない方
・市内に住所又は事業所を有している方
・納付期限が到来した市税を完納していること。

- 問合せ先 三条市経済部 商工課 商工係
☎ 0256-34-5610 ✉ shokoka@city.sanjo.niigata.jp



中心市街地に新規出店

中心市街地空き家改修事業等補助金(新規出店事業)

一般の個人・法人が新規出店しようとする店舗等の
「改修費」と「賃借料」に対して一部補助します。

補助対象経費	補助率	上限額	補助要件
改修費: 工事請負費 (用地取得費、造成費及び 建築手続き費を除く。) 設備費	2/3	130万円	賃借料の補助を 受けない場合
	1/2	70万円	賃借料の補助を 受ける場合
賃借料: 建物及び 来客用駐車場の賃借料 (賃借に係る敷金及び 礼金を除く。)	1/2	月額5万円	補助期間は、 1店舗につき 1年を限度とする。

- 対 象 者 補助対象エリア内にある空き店舗等を賃借し、新規出店する個人、法人。
(一部対象外要件あり。詳しくはお問い合わせください。)
- 申請要件 ・正午から午後2時を含む1日5時間以上営業し、かつ、直接客が店舗に来るもの
・店舗の入口が道路又は歩道に接しており、まちなかのにぎわいを創出する事業を行うもの
・中心市街地の活性化に寄与すると市長が認めるもの
- 問合せ先 三条市市民部 地域経営課 中心市街地活性化推進係
☎ 0256-34-5628 ✉ chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp



結婚・ パートナーシップ



結婚のお祝い

結婚お祝い事業

婚姻届を提出されたお二人のご結婚を祝福し、
婚姻届の写しに大谷地和紙の記念台紙を添えて贈呈するほか、記念撮影を行います。

- 問合せ先 三条市市民部 市民窓口課 市民総合窓口係
☎ 0256-34-5540 ✉ madoguchi@city.sanjo.niigata.jp



結婚新生活支援事業

P7をご覧ください。

パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度

パートナーシップ制度

戸籍上同性で、互いを人生のパートナーとし、
日常生活において協力し合うことを約した2者の関係を宣誓したことを市が証明します。

ファミリーシップ制度

パートナーシップの宣誓者の近親者であり、パートナーの関係を理解し、
日常生活において協力し合うことを約した「家族」の関係を宣誓したことを
市が証明します。

- 申請要件
- パートナーシップ制度
 - ・宣誓者双方が戸籍上同性であること。
 - ・双方が宣誓時において成人であること。
 - ・宣誓者のいずれかが三条市内に住所を有すること(又は転入を予定していること)。
 - ・宣誓者双方が宣誓者以外の方と婚姻関係やパートナーシップ等の関係にないこと。
 - ・宣誓者同士が近親者でないこと。
- ファミリーシップ制度
 - ・パートナーシップの関係にある2者のいずれかの三親等以内の親族であること。
 - ・パートナーシップの関係にある2者のいずれかと生計が同一であること。

- 問合せ先 三条市市民部 地域経営課 地域振興係
☎ 0256-34-5624 ✉ chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp



妊娠期～ 子育て期



子育て支援の全容は「三条市子育てガイドブック」又は
「三条市子育て支援サイト」をご確認ください。
本紙では支援内容の一部を紹介します。



子育て
ガイドブック



子育て
支援サイト

出生サポート

① 不妊治療費助成事業

② 不育症治療費助成事業

③ 将来の妊娠を見据えたケア事業

不妊治療や不育症治療を受ける市民の経済的負担の軽減を図るため、
治療に要する費用の全額を助成します。

(ただし、不妊治療にかかる先進医療分及び不育症治療費分は上限15万円まで)

- ① 不妊治療に要した費用について、医療保険の自己負担額の全額及び
医療保険診療と併用して行う先進医療に要した費用(上限額:15万円)を
助成します。
- ② 医師が認める不育症検査・治療に要した費用について、
医療保険適用及び医療保険適用外の自己負担額(上限額:15万円)を
助成します。

.....

将来の妊娠・出産を見据え、現在の健康状態を確認するための検査及び
医師による指導の費用の1/2を助成します。

- ③ 精液検査(男性)、AMH検査(女性)、指導の費用について、
自己負担額の半額を助成(上限額:男性4,500円、女性6,000円)

- 申請要件 ①②市内にお住まいの方で、医師が認める不妊治療又は不育症治療を受けた方
③市内にお住いの満22歳から満30歳までの男女

- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子どもの育ちサポートセンター 総合支援係
☎ 0256-45-1114 ✉ kodomosupport@city.sanjo.niigata.jp



出産祝い品

「ベビ♡パケ」のプレゼント

出生届を提出する際に「ベビ♡パケ」をプレゼントします。
紙おむつ用のごみ袋100枚を含む、
誕生後すぐに役立つ実用的なものを詰め込みました。
里帰り出産などで他の市区町村に出生届を提出された場合もプレゼントしますので、
お問い合わせください。（お子さんの住所が市内にある場合に限りです）

※紙おむつ用のごみ袋100枚については、転入で三条市に住所を有することになった乳児（1歳未満）の
保護者の方にもプレゼントします。

- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
☎ 0256-45-1113 ✉ kosodate@city.sanjo.niigata.jp



ベビ♡パケ



紙おむつ用
ごみ袋

妊産婦の医療費助成

妊産婦医療

妊産婦の医療費にかかる自己負担額から
一部負担金などを差し引いた額を助成します。

- 一部負担金：通院 1日530円（月4日まで、5日目以降は無料）
：入院 1日1,200円
：訪問看護 1日250円
：調剤 一部負担金なし

- 対象期間 登録申請された日から出産された月の翌月まで
- 対象者 市内にお住まいの妊産婦
- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
☎ 0256-45-1113 ✉ kosodate@city.sanjo.niigata.jp



産後ケア事業

出産後の体の回復や育児などに不安を持つ産婦の方が
お子さんと一緒に医療機関などに宿泊又は通所し、
心身のケアや授乳指導などを受けられます。

実施類型	利用期間 (上限)	市の委託料(1日当たり)	
		市民税課税世帯	市民税非課税世帯 生活保護世帯
短期入所型	7日間	27,700円	委託医療機関等の 1日当たり費用全額
通所型	30日間	18,000円	

※自己負担額は、医療機関の1日当たりの利用料金から市の委託料を差し引いた額になります。

- 対 象 者 市内にお住まいの方で次の要件を全て満たす方
 - ・産後1年未満
 - ・家族などから十分な家事、育児の援助が受けられない。
 - ・産後に心身の不調や育児不安などがある。
- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子どもの育ちサポートセンター 総合支援係
☎ 0256-34-1114 ✉ kodomosupport@city.sanjo.niigata.jp



子育てのサポート

子ども医療

子どもの医療費にかかる自己負担額から
一部負担金などを差し引いた額を助成します。

- 一部負担金：通院 1日530円（月4日まで、5日目以降は無料）
：入院 1日1,200円
：訪問看護 1日250円
：調剤 一部負担金なし

- 対象期間 通院・入院ともに出生から18歳となる年度末まで
- 対象者 市内にお住まいの子どもの保護者
- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
☎ 0256-45-1113 ✉ kosodate@city.sanjo.niigata.jp



子どものインフルエンザ予防接種費用助成

インフルエンザ予防接種に係る接種費用の一部を助成します。

- 生後6か月以上から小学6年生（13歳未満）まで：2回
- 中学1年生（13歳以上）から高校3年生（18歳となる年度）まで：1回
1回あたり2,000円を助成します。

- 申請要件 予防接種の接種日において、市内にお住まいの
生後6か月から高校3年生（18歳となる年度）までの方
- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子どもの育ちサポートセンター 総合支援係
☎ 0256-34-1114 ✉ kodomosupport@city.sanjo.niigata.jp



第3子以降の保育料・副食費の免除

保護者の経済的負担の軽減を図るため、
第3子以降のお子さんの保育料、副食費を全額免除します。

- 申請要件 保護者が養育している子ども(※1)が3人以上いるご家庭の第3子以降のお子さん(※2)
(※1)18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん
(※2)三条市が認定しているお子さんに限ります。
- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 幼児・児童係
☎ 0256-34-1115 ✉ kosodate@city.sanjo.niigata.jp



子どもなんでも相談

「LINE」により、妊娠・出産、乳幼児健診、予防接種、保育所等、小中学校、
各種手当・助成など子どもに関する相談をなんでも受け付けています。

- 回答時間 月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで
- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
☎ 0256-45-1113 ✉ kosodate@city.sanjo.niigata.jp



サイトページ



お友達登録

子育て支援サイト

「医療・健康」や「入所・あずかり」等の目的別メニューと
子どもの年齢別のカテゴライズで
利用者が知りたい情報にたどりつきやすいのが特徴です。
また、サイトから児童手当等の電子申請もできます。

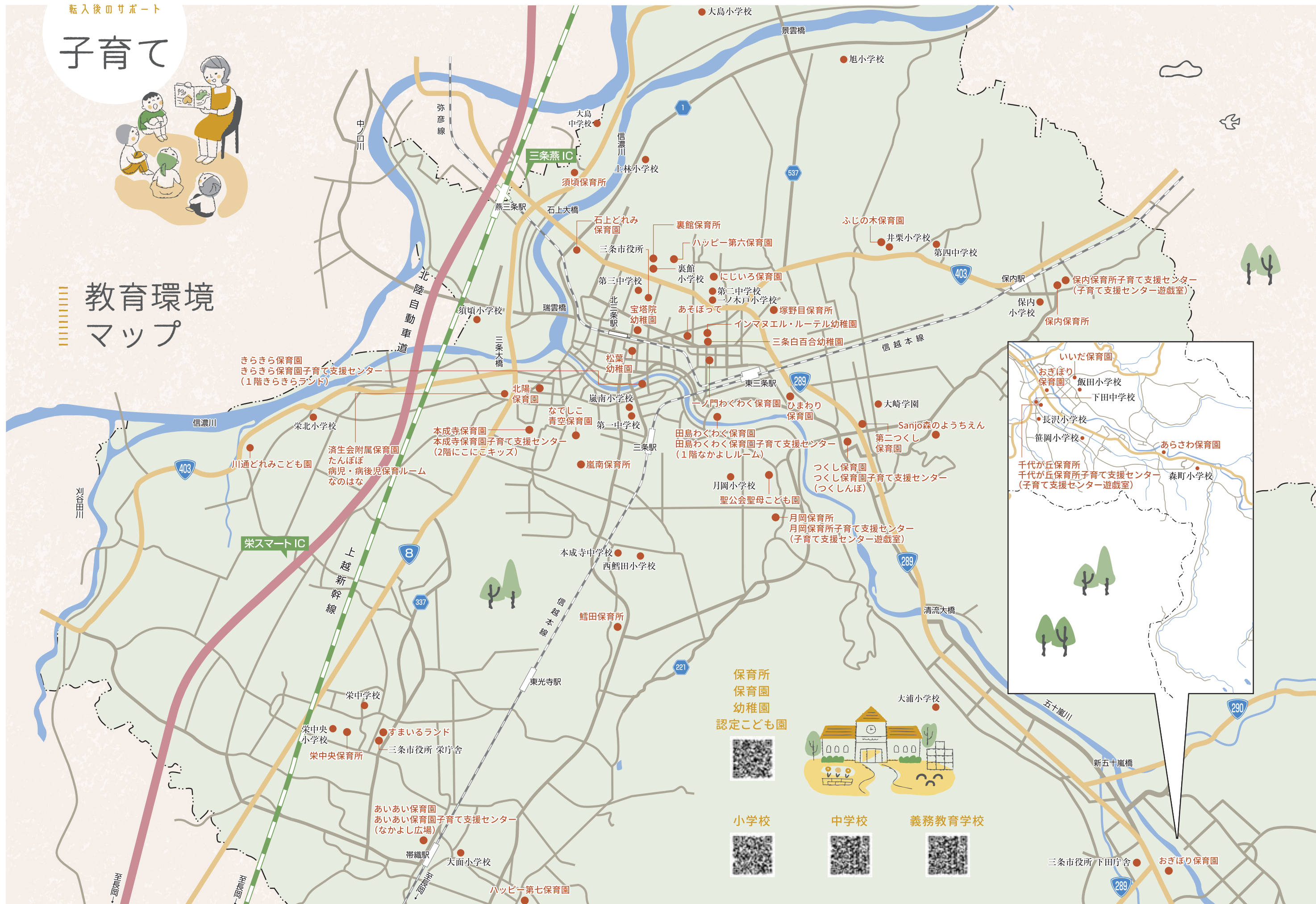
- 問合せ先 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
☎ 0256-45-1113 ✉ kosodate@city.sanjo.niigata.jp



子育て



教育環境 マップ



シニアライフ



体を動かす

さんちゃん健康体操

運動機能の向上や認知症予防などに効果のある市オリジナルの体操
市内6か所の定期会場で実施しており、申込み不要、無料で参加できます。

- 問合せ先 三条市福祉保健部 高齢介護課 高齢福祉係
☎ 0256-34-5472 ✉ koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp



第2の人生を応援

セカンドライフ応援ステーション

高齢者の就業やボランティア、生涯学習活動などの各種情報の提供や人材の育成、
マッチングなどを行う総合相談窓口(対象:おおむね55歳以上の方)です。

- 問合せ先 セカンドライフ応援ステーション
☎ 0256-47-0033 ✉ secondlife-sanjo@rhythm.ocn.ne.jp



高齢者等見守り事業

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、
地域の方などが定期的に自宅を訪問し、見守りや安否確認を行います。
また、必要な方にはゴミ出しなどの簡単な生活支援を行います。

- 申請要件 ・一人暮らしの高齢者
・高齢者のみ世帯の方
・家族と同居しているが日中独居になる高齢者
・その他見守りが必要と市が認める方(障がい者の方など)
- 問合せ先 三条市福祉保健部 高齢介護課 高齢福祉係
☎ 0256-34-5472 ✉ koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp



難聴者補聴器購入費助成事業

難聴による認知症等の予防を目的として、
聴力の低下により日常生活にご不便を感じている方に対し、
補聴器購入費の一部を助成します。

- 生活保護世帯又は市民税非課税世帯の方:購入費の額に対し上限50,000円
- 上記以外の方:購入費の1/2の額に対し上限25,000円

- 申請要件 身体障害者手帳交付の対象とならない難聴者の方で次の全ての要件に該当する方
 - ・三条市内に住所のある50歳以上の方
 - ・片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方、又は医師が補聴器の装用を必要と認めた方
 - ・補聴器の装用により、地域社会とのコミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方
- 問合せ先 三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係 ☎0256-34-5476 ✉koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp



見守り装置レンタル費用助成事業

認知症等により外出中に行方不明となるおそれのある方の
居場所を特定することを目的としたGPS機器の利用を促進するため、
様々な種類の機器をお試しいただき、その借用に係る費用等に対し助成を行います。

- GPS機器の借用の登録又は契約に係る手数料等 上限10,000円/回※1
- GPS機器の借用の契約期間における各月の利用に係る貸借料、通信料、手数料 上限3,000円/月※2

※1:助成金の交付の回数は、助成対象者が介護する認知症高齢者等につき2回が上限

※2:3か月まで助成生活保護世帯又は市民税非課税世帯は全使用期間を助成

- 申請要件 次の全ての要件に該当する方
 - ・三条市内に住所があり、65歳以上又は要介護、要支援認定を受けている方
 - ・認知症等により徘徊するおそれがあると認められること。
 - ・病院に入院中でないこと。
 - ・介護保険法に規定する介護保険施設等に入所中(短期入所を除く。)でないこと。
- 問合せ先 三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係 ☎0256-34-5476 ✉koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp



認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の方が起こした偶然の事故によって法律上の損害賠償責任を負った際、
その損害賠償額を補償する保険への加入を支援します。

保険加入料や次年度以降の更新は不要です。

- 申請要件 次の全ての要件に該当する方※
 - ・三条市内にお住まいの方
 - ・要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・要介護認定における認定調査において、
認知症高齢者の日常生活自立度が2a以上と判定された方
- ※要件に該当する方に対して申請書を送付しています。
- 問合せ先 三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係 ☎0256-34-5476 ✉koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp



JUST RIGHT!
SANJO

田舎でも都会でもなく
"ちょうどいい"
かんじ



三条市
HP



三条市
公式LINE



三条市
Twitter



三条市市民部 地域経営課 コミュニティ推進係

〒955-0071 新潟県三条市本町3丁目1番4号

☎ 0256-34-5646

✉ chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

HP <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

